

タケノコ、フキ、ウドと春の味覚いっぱい の地で愛されて22年の居酒屋

テーブルに現れたのは、店オリジナルの合わせみそを使った優しくまろやかな味のタケノコのみそ田楽、口の中でエビの風味がフワッと広がるエビしんじょう揚げ、食べやすく甘みがあるタケノコの木の芽あえの3品。フキやウドの天ぷらも添えた、見た目も春らしい今日のおすすめ料理です。

旬の食材を使ったおすすめ料理は週替わり。刺身などのほかに、お客さまの予算に合わせた夜のコース料理(3,000円～)もあり、アルコールと共に楽しむ方が多



店主の渡辺武司さんと妻のマユミさんの二人三脚で営む居酒屋

くいらっしゃいます。ランチは魚料理をメインにした日

イザカヤ わたや 居酒屋

住所：新潟市東区牡丹山4-3-18

TEL：025-272-3833

営業：11:30～14:00(10:13:30)
17:00～23:00(16:22:30)

休日：日曜(日・月曜が休日の場合、日曜営業で月曜休日)

※上記は通常の営業日時です。

収容：20席 P：8台



タケノコのみそ田楽(680円)、エビしんじょう揚げとフキとウドの天ぷら(630円)、タケノコの木の芽あえ(500円)は、今日のおすすめ料理の中の3品

替わり定食(770円)。この日はカレーの西京漬け、茶わん蒸し、ゼンマイの煮物、漬物、みそ汁、ご飯。毎日メインの魚が替わるので常連客にはうれしいメニューです。

創業22年のこの店は、店主の渡辺武司さんと妻のマユミさんが二人三脚で営んできました。店主の渡辺さんは料亭などで長く板前修業を積んだ後に店をオープン。「私は職人の発想でメニューを考えますが、妻がお客さま目線でアドバイスしてくれるので、メニューに幅が出てきます」。それが女性一人でふらっと来店しても、同僚や友人と立ち寄っても、家族で訪れても喜ばれるゆえんです。地元で愛され続けているこの居酒屋は、新新バイパス・竹尾インターを下りた赤道沿いにありますが、入り口が奥まったところにあるので初めての人は見つけにくいかも。でも何度も訪れたいくなる居酒屋です。

※商品の表示価格は全て税抜きです。

医療コラム

職場におけるたばこの新ルール

(一社)新潟県労働衛生医学協会 健康づくり推進部
保健師 丸山 要子

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日より全面施行され、たばこは『マナー』から『ルール』へと変わりました。法改正の趣旨は、望まない受動喫煙を防止することです。今回は、職場におけるたばこの新ルールについてのお話です。

職場におけるたばこの新ルール

- ① **原則室内禁煙**：多数の利用者がいる施設、旅客運送事業船舶・鉄道、飲食店等の施設が対象です。
- ② **屋内喫煙可能な各種喫煙室あり**：事業の内容や経営規模の類型・場所によっては、屋内において喫煙が可能となる各種喫煙室の設置が認められています。
- ③ **たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準**：出入口において喫煙室外から内に流入する空

気の気流が0.2m毎秒以上であること、壁や天井等によって区画されていることなどの措置が必要です。

- ④ **喫煙室への標識の掲示義務**：喫煙可能な設備を持った施設には必ず、指定された標識の掲示が義務付けられています。紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等については禁止されており、罰則の対象となります。
- ⑤ **20歳未満の方は、喫煙エリアへは立入禁止**：たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。万が一、20歳未満の方を喫煙エリアに立ち入らせた場合、施設の管理者は指導・助言の対象となります。

その他、事業者への財政・税制支援や、職場における受動喫煙防止のためのガイドラインなどの情報が厚生労働省のホームページ (<https://jyudo.kitsuen.mhlw.go.jp/business/>) より確認できます。ぜひ参考にしてください。

なお、当会でも禁煙の成功率が高いと言われている「禁煙外来」があります。ご利用ください。

禁煙外来予約電話：025-370-1945

(新潟県労働衛生医学協会

健康づくり推進部医事課)

行政等からのお知らせ

「次世代店舗支援事業」募集のお知らせ

新潟市では、次の3つの店舗支援事業を行います。

①既存店魅力向上事業

売上・来店客数増加のための店舗改装等を支援します。

【対象者】 1年以上継続して同一事業を営む小規模な店舗

【補助対象経費】 改装費・備品購入費

【補助率等】 補助率：3分の1 限度額：50万

【申請受付期間】 5月18日～

②商店街空き店舗活用事業

商店街の空き店舗を活用して地域課題の解決を図る事業を支援します。

【対象者】 中小企業者等で、1年以上の経営実績を有している者

【補助対象経費・限度額】

・改装費・備品購入費など 150万円

・店舗賃借料 100万円（1年間）

【補助率】 3分の1

③中心商店街活性化支援事業（令和2年9月まで募集延長しました）

古町地区の賑わい・集客に寄与する空き店舗活用を支援します。

【対象者】 中小企業者等で、1年以上の経営実績を有している者

【補助対象経費・限度額】

・改装費・備品購入費など 400万円

・店舗賃借料 100万円（1年間）

【補助率】 2分の1

※応募方法や、選定方法等の詳細は、市ホームページでご確認ください。

【お問合せ】 新潟市商業振興課 TEL025-226-1633

協会けんぽの保険料率が決定 令和2年3月分（4月納付分）から

全国健康保険協会新潟支部の令和2年度の健康保険料率及び介護保険料率が本年3月分（4月納付分）から改定されました。

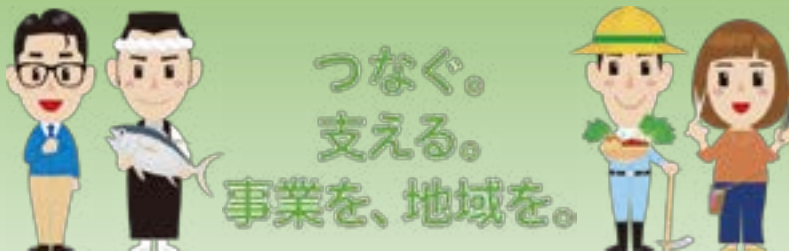
【健康保険料率】 給与・賞与の 9.63% → 9.58%（引き下げ）

※今年も全国一低い率となりました。

【介護保険料率】 給与・賞与の 1.73% → 1.79%（引き上げ）

※介護保険料は、40歳～64歳までの方にご負担いただくもので、全国一律の保険料率です。

【お問合せ】 全国健康保険協会 新潟支部 企画総務グループ
TEL 025-242-0261



日本公庫は、民間金融機関の取組みを補完し、事業に取組む方々等を支援する政策金融機関です。

中小企業・小規模事業者、農林漁業者の皆さまのさらなる発展を応援します。

JFC 日本政策金融公庫
新潟支店

国民生活事業
025-246-2011

農林水産事業
025-240-8511

中小企業事業
025-244-3122

会社の福利厚生を応援します

新潟市が出資している法人です。
従業員1人当たり月800円で、充実した福利厚生を実現！

会員募集中!



愛称 **ニピイ**

主な事業：慶弔給付、
健康維持増進、
自己啓発援助、
余暇活動援助ほか

詳しいサービス内容はインターネットで

ニピイ

公益財団法人
新潟市勤労者福祉サービスセンター
新潟市中央区西堀通6-878-1 西堀7番館ビル3F
電話 (025)201-6113 <http://www.nipy.jp/>

顧問契約・企業法務・コンプライアンス・経営再建
人事労務・消費者クレーム・M&A 事業承継 etc.

—— 未来を一新、あなたと一緒に。 ——



弁護士法人
一新綜合法律事務所
ISSHIN PARTNERS
新潟県弁護士会所属

お問い合せ、ご相談のご予約は ☎0120-15-4640

不動産鑑定・コンサルティング

- ◆ 売買・交換・担保・質貸・M&A・相続・事業承継対策。
- ◆ 任意整理・債権譲渡・訴訟・現物出資・時価減損会計。

不動産鑑定士 伊藤 正弘
株式会社 北辰鑑定リサーチ

新潟市中央区学校町通2番町598番地32
Tel 025-222-2134
Fax 025-222-2133 E-mail:hokushin@hokushin.info



学会・イベント・式典の開催の際は、
私たちの技術をお役立てください。

- 学術会議のプレゼンテーション映像
- イベントのカメラ中継・収録、ビデオ制作
- 各種ビデオコピー
(8mm/16mmフィルム、DVD、Blu-ray、VHS など)

株式会社 **鈴商** TEL: 025-268-7131
FAX: 025-260-2687
〒950-2031 新潟市西区流通センター4-3-4

社会保険労務士法人 西山経営労務事務所

(併設) 労働保険事務組合 企業経営支援研究会
◆ 就業規則・諸規程の策定・改正(働き方改革に対応しています)
◆ 処遇改善加算(キャリアパス要件 I II III)&資金&評価制度
◆ 労災保険特別加入(事業主・役員・一人親方のかた)
◆ 創業時の資金調達&採用&労働社会保険等の加入等の支援
〒950-0982 新潟市中央区堀之内南 2-19-14 和合ビル 2F
(駐車場多数完備: 快活倶楽部さまのあるビルの2F かつやさまのある駐車場です)
TEL025-256-8373 FAX025-256-8374 西山経営労務

経営は先手先手ですよ? 高齢対策も先手先手で

社長が認知症 ・株が凍結します
・事業用不動産も凍結します

先手の対策は家族信託!
とき司法書士法人
TEL 025-384-0306
「対策事例」プレゼント中